

管理番号 No. _____

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： 合同会社 美と健康コーポレーション

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和8年6月1日 現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0283-55-5431

(月～金曜日 8:30～17:30)

担当 介護支援専門員 小林 和美 / 管理責任者 小林 和美

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 美と健康
所在地	栃木県佐野市赤見町 3109-1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (佐野市 第0970402178号)
サービスを提供する 実施地域※	佐野市・足利市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 1名以上

(3) 営業時間

月～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

※ (土・日曜、12月31日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用状況

付属別紙3「公平中立性の確保を図るための資料」参照

5. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

(ア) 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 10,860円 要介護 3・4・5 14,110円

(イ) 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 5,440円 要介護 3・4・5 7,040円

(ウ) 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3,260円 要介護 3・4・5 4,220円

(エ) 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,000円

特定事業所医療介護連携加算 1月につき 1,250円

入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 2,500円

入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 2,000円

退院・退所加算 (I) イ 1回につき 4,500円 (入院・入所期間中 1 回まで)

退院・退所加算 (I) ロ 1回につき 6,000円 (入院・入所期間中 1 回まで)

退院・退所加算 (II) イ 1回につき 6,000円 (入院・入所期間中 1 回まで)

退院・退所加算 (II) ロ 1回につき 7,500円 (入院・入所期間中 1 回まで)

退院・退所加算 (III) 1回につき 9,000円 (入院・入所期間中 1 回まで)

通院時情報連携加算 1月につき 500円 (1 回まで)

特定事業所加算 (I) 1ヶ月につき 5,190円

特定事業所加算 (II) 1ヶ月につき 4,210円

特定事業所加算 (III) 1ヶ月につき 3,230円

特定事業所加算 (A) 1ヶ月につき 1,140円

緊急時等居宅カンファレンス加算 1回につき 2,000円 (1 月 2 回まで)

ターミナルケアマネジメント加算 1月につき 4,000円

(オ) 処遇改善加算

基本サービス費に各種加算減算を加減した 1 カ月当たりの総単位数に加算率を乗じて算定する。

2.1%

令和 8 年 6 月 改定

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

居宅介護支援事業所 美と健康	担当：小林和美
TEL：0283-55-5431	FAX：0283-55-8070
受付時間 8：30～17：30（月曜日～金曜日）	

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

- | |
|--------------------------------------|
| ・佐野市保健福祉部介護保険課 佐野市高砂町1番地 |
| TEL：0283-24-5111（代） 受付時間 8：30～17：00 |
| ・足利市市民福祉部元気高齢課 足利市本城3丁目2145 足利市役所本庁舎 |
| TEL：0284-20-2136（代） 受付時間 8：30～17：15 |
| ・栃木県民健康保険団体連合会 宇都宮市本町12-11 栃木会館4階 |
| TEL：028-622-7242 受付時間 8：50～17：00 |

7. 当法人の概要

法人種別・名称	合同会社 美と健康コーポレーション
設立	平成25年1月29日
所在地・電話	栃木県佐野市田沼町64
代表	山崎正勝
電話	0283-86-8310

8. 事故発生時の対応について

提供したサービスにより、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者のご家族、当該利用者の居宅支援事業所に速やかに連絡を行い、必要な措置を行います。

9. 身体拘束等の禁止

事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

10. 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

① 業務継続研修及び訓練（感染症） 年2回以上

② 業務継続研修及び訓練（非常災害） 年2回以上

3 事業者は、定期的に業務継続の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

11. ハラスメント対策の強化

事業者は、適切な福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

事業内容

○地域密着型通所介護・介護予防通所介護

美と健康 あかみ倶楽部

H25.3.1 開設

事業所番号 0970401766

〒327-0104 栃木県佐野市小見町 411-1

TEL : 0283-55-4450

FAX : 0283-55-6355

○サービス付き高齢者向け住宅

はびねすホーム 田沼

H31.4.1 開設

〒327-0317 栃木県佐野市田沼町 64

事業所番号 0910400365 (障害)

TEL : 0283-86-8310

FAX : 0283-86-7562

○訪問介護・介護予防訪問介護

ヘルパーステーション 美と健康

H28.3.1 開設

事業所番号 0970402111 (介護)

〒327-0317 栃木県佐野市田沼町 64

事業所番号 0910400365 (障害)

TEL : 0283-86-8310

FAX : 0283-86-7562

【はびねすホーム田沼併設】 H31.4.1～

○通所介護・介護予防通所介護

あかみ倶楽部 生活向上委員会

H28.10.1 開設

事業所番号 0970402145

〒327-0104 栃木県佐野市赤見町 3109-1

TEL : 0283-55-5431

FAX : 0283-55-8070

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。
- ・ 複数の事業所の紹介を求めることが可能です。
- ・ 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

アセスメントや、ケアプラン作成後の、要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合でも、プラン作成料などは、いただきません。

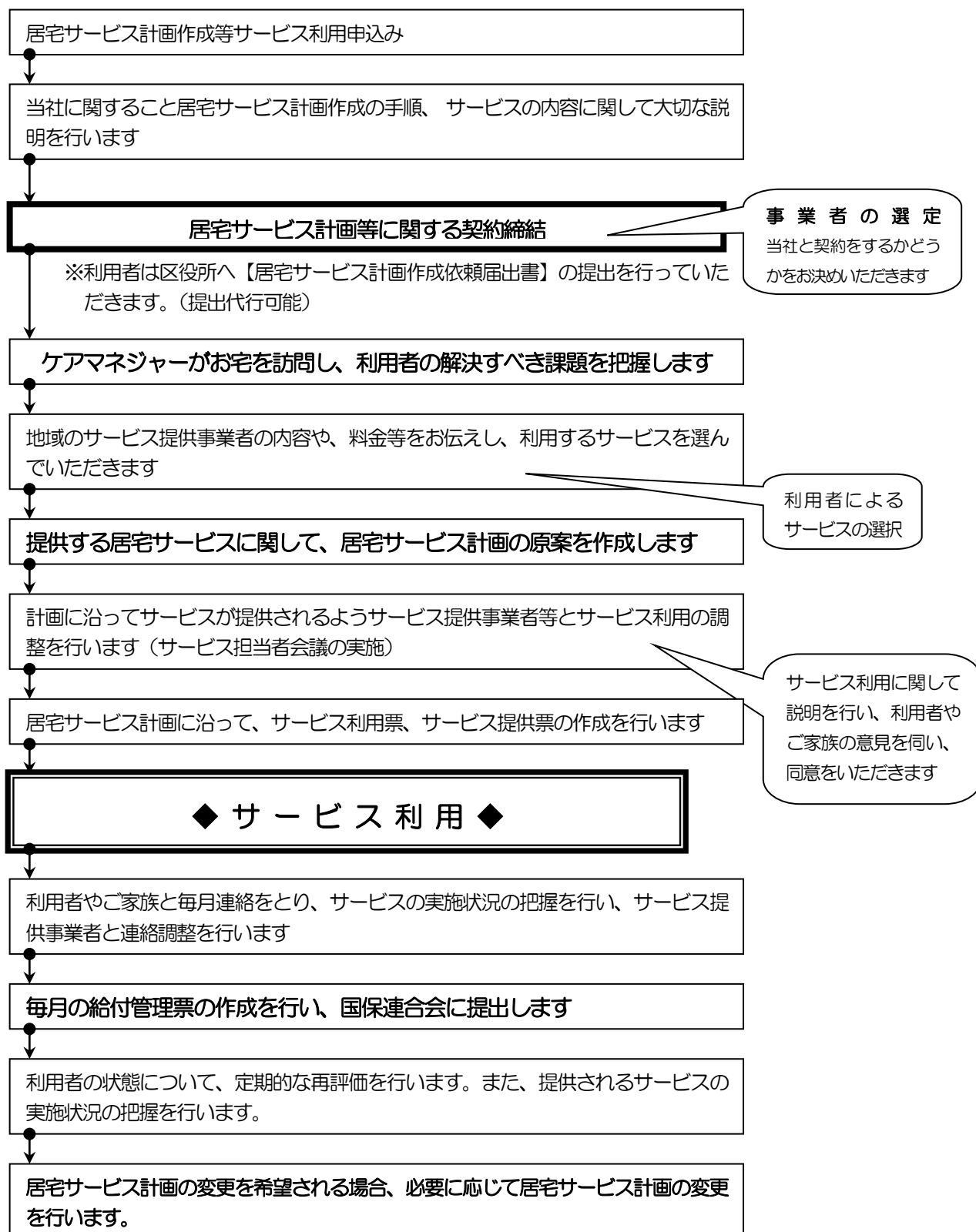
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	栃木県佐野市赤見町3109-1
	名 称	居宅介護支援事業所 美と健康
	説明者	小林 和美

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者	住 所
	氏 名

(代理人)	住 所
	氏 名
	本人との関係